

## 第10回定例公安委員会開催概要

開催年月日：令和6年4月3日（水）9:30～11:30

出席者 ○ 公安委員会…蓬田勝美委員長、佐藤千鶴子委員、大森亮一委員  
○ 警察本部…警察本部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、  
交通部長、警備部長、情報通信部長、首席監察官ほか

### 1 報告事項

#### (1) 令和6年春の警察功労叙勲について

首席監察官から、令和6年春の警察功労叙勲について、本県関係者は叙勲受章者が1名、第42回危険業務従事者叙勲受章者が22名であることについて報告があった。

#### (2) 令和5年度狩猟期間中における指導取締り結果について

生活安全部長から、令和5年度の狩猟期間（令和5年11月15日から令和6年2月15日までの間）における指導取締り結果について報告があった。

委員から「銃砲所持者等に対しては、あらゆる機会を通じて安全対策に関する指導を実施していただき、事件事故の発生がないよう取り組んでいただきたい。」との意見があった。

#### (3) 風俗環境浄化重点地区の指定変更について

生活安全部長から、繁華街・歓楽街の安全・安心の確保に向けた総合対策として、風俗環境浄化重点地区の一つである「宇都宮市本庁・泉町地区」にオリオン通り周辺地域を新たに加え、「東部宇都宮駅周辺地区」に変更し、治安対策に取り組んで行くことについて報告があった。

委員から「関係機関、団体等と連携し、県民が安心できる環境になるよう取り組んでいただきたい。」との意見があった。

#### (4) 令和5年度中に建替え整備した交番・駐在所施設について

地域部長から、建物の老朽化及び統廃合に伴い、令和5年度中に計画していた交番・駐在所施設の建て替えが完了したことについて報告があった。

委員から「交番等の設置場所、設備等に関しては、県民の利便性を考慮して必要な整備を進めていただきたい。」との意見があった。

### 2 決裁事項

#### (1) 放置違反金納付命令に関する処分に対する審査請求の取下げについて

訟務管理官から、1月25日付けで受理した放置違反金納付命令に関する処分に対する審査請求について、請求人から取り下げがあったことについて報告を受け、これを了承した。

#### (2) 運転免許停止処分に対する審査請求の受理等について

訟務管理官から、3月15日付けで受理した運転免許停止処分に対する審査請求について、審理官を指名の上、審理手続を開始する方針であることについて報告を受け、必要な指示をした。

#### (3) 運転免許更新処分に対する審査請求の受理等について

訟務管理官から、3月15日付けで受理した運転免許更新処分に対する審査請求について、審理官を指名の上、審理手続を開始する方針であることについて報告を受け、必要な指示をした。

#### (4) 援助要求における特別機動捜査部隊の派遣について(第5次派遣)

刑事指導管理官から、警察法第60条第1項の規定に基づき、石川県公安委員会から援助要求を受けたことに伴い派遣した特別機動捜査部隊の活動結果の報告を受け、これを了承した。

#### (5) 意見の聴取の開催について

交通聴聞官から、本日開催した意見の聴取に係る運転免許取消し処分対象者の処分事由及び聴取結果について報告を受け、審議の上、7人に対する処分を決定した。

#### (6) 聴聞の開催について

交通聴聞官から、本日開催した聴聞に係る運転免許取消し処分対象者の処分事由及び聴聞結

果について報告を受け、審議の上、4人に対する処分を決定した。

**(7) 意見の聴取、聴聞の日時決定について**

交通聴聞官から、4月17日午前8時30分から運転免許取消し処分対象者10人に対する意見の聴取及び運転免許取消し処分者1名に対する弁明の機会の付与を、同日午前9時00分から運転免許取消し処分対象者6人に対する聴聞を、それぞれ運転免許管理課において開催することについて報告を受け、これを了承した。

**(8) 意見の聴取を受ける者の追加について**

交通聴聞官から、4月10日午前8時30分から運転免許管理課において開催される運転免許取消し処分対象者に対する意見の聴取について、1人追加され合計12人になることについて報告を受け、これを了承した。

**(9) 援助要求における特別警備部隊の派遣について（第1次派遣）**

警備第二課調査官から、警察法第60条第1項の規定に基づき、石川県公安委員会から援助要求を受けたことに伴い派遣した特別警備部隊の活動結果の報告を受け、これを了承した。

**(10) 公安条例に係る申請の受理について**

警備第二課調査官から、3月21日付で受理した公安条例にかかる示威運動許可申請について報告を受け、これを了承した。

**(11) 警察職員の援助要求について**

警備第二課調査官から、警察法第60条第1項の規定に基づき、福島県公安委員会から援助要求を受けたことについて報告を受け、これを了承した。

**(12) 苦情申出の受理について**

公安委員会補佐室員から3月28日付で受理した苦情申出について報告を受け、同文書を閲覧の上、必要な指示をした。